

那覇市公報

第 1 5 8 0 号

毎月2回 1, 15日発行

発 行 所

那覇市泉崎1丁目1番1号

那覇市総務部総務課

目 次

◇規 則◇

- 那覇市文化行政審議会規則の一部を改正する規則（文化振興課）…………… 457
- 那覇市保育の実施等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（こどもみらい課）…………… 459
- 那覇市横内家資料調査委員会規則の一部を改正する規則（博物館）…………… 462
- 那覇市旧跡及び歴史的地名標示委員会規則の一部を改正する規則（博物館） 463

◇訓 令◇

- 那覇市車両管理規程の一部を改正する訓令（管財課）…………… 464

◇告 示◇

- 那覇市民栄誉賞の表彰について（秘書広報課）…………… 468

◇公 告◇

- 「特定健診及び特定保健指導支援システム導入業務」に関する情報提供依頼について（特定健診課）…………… 469
- 住民票の職権消除の公示について（市民課）…………… 470
- 壺屋焼物博物館常設展音声ガイドシステム構築業務委託入札の実施について（博物館）…………… 470
- 那覇広域都市計画用途地域の変更について（都市計画課）…………… 473

◇選挙管理委員会告示◇

○直接請求に要する選挙権を有する者の数について……………	474
------------------------------	-----

規 則

那覇市規則第40号

平成24年 8 月 29 日

公 布 済

那覇市文化行政審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市文化行政審議会規則の一部を改正する規則

那覇市文化行政審議会規則(平成3年那覇市規則第48号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(組織) 第3条 審議会は、<u>委員</u>8人以内で組織する。 2 <u>委員</u>は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。 (1)～(3) [略] (任期) 第4条 <u>委員</u>の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 2 [略] (会長及び副会長) 第5条 審議会に会長及び副会長を置き、<u>委員</u>の互選でこれを定める。 2～3 [略] (会議) 第6条 [略] 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。 3～4 [略]	(組織) 第3条 審議会は、<u>正委員</u>8人以内で組織する。 2 <u>正委員</u>は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。 (1)～(3) [略] 3 <u>第1項の規定にかかわらず、特定の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。</u> 4 <u>臨時委員は、市長が委嘱する。</u> (任期) 第4条 <u>正委員</u>の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 2 <u>臨時委員の任期は、当該臨時委員の担任する特定の事項に関する調査審議が終了するまでの間とする。</u> 3 [略] (会長及び副会長) 第5条 審議会に会長及び副会長を置き、<u>正委員</u>の互選でこれを定める。 2～3 [略] (会議) 第6条 [略] 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。<u>この場合において、第3条第3項の規定による臨時委員を置くときは、臨時委員を含むものとする。</u> 3～4 [略] (部会) 第7条 <u>特定の事項を調査審議させるため、必要に応じ、審議会に部会を置くことが</u>

第7条～第9条　〔略〕	<u>できる。</u> <u>2　部会に属すべき委員は、審議会の議を経て会長が指名する。</u> <u>3　第5条、前条第1項及び第2項、次条並びに第10条の規定は、部会について準用する。</u> 第8条～第10条　〔略〕
備考 1　改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2　改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 3　条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等及びこれらの条名等の間にあるすべての条名等を順次示したものとする。	

付　則

この規則は、公布の日から施行する。

那覇市規則第42号
平成24年9月6日
公　布　済

那覇市保育の実施等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長　翁　長　雄　志

那覇市保育の実施等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市保育の実施等に関する条例施行規則（平成10年那覇市規則第24号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第1 別記]	[別表第1 別記]
備考	
1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	
2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

付 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第1備考第7項の規定は、平成24年4月1日から適用する。

[改正前 別記]

別表第1（第12条関係）

[略]
備考
1 上表のC1A及びC1B階層における「均等割の額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号の均等割の額をいい、C2A及びC2B階層における「所得割の額」とは、同項第2号の所得割の額をいう。 ただし、この所得割の額を計算する場合には、次に掲げる規定は適用しないものとする。
(1) [略]
(2) 地方税法附則第5条第3項及び第5条の4第6項
2 上表のD1からD9までの階層における「所得税の額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）及び「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて（平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）」の規定によって計算された所得税の額をいう。 ただし、所得税の額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。
(1) 所得税法第78条第1項及び第2項（同項第2号及び第3号の寄附金は、地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）、第92条第1項並びに第95条第1項から第3項まで
(2) 租税特別措置法第41条第1項から第3項まで、第41条の2、 <u>第41条の3の2第4項及び第5項</u> 、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項並びに第41条の19の5第1項

(3) 〔略〕

3～6 〔略〕

7 上表のB2からD9までの階層区分に該当する世帯については、当該世帯に2人以上の就学前児童が保育所、幼稚園(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条の幼稚園をいう。)、認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第6条第2項に規定する認定こども園をいう。)、特別支援学校幼稚部(学校教育法第76条第2項に規定する特別支援学校の幼稚部をいう。)、知的障害児通園施設(法第7条第1項の知的障害児通園施設をいう。)、難聴幼児通園施設(児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)第60条第2項第1号に規定する難聴幼児通園施設をいう。)、肢体不自由児施設通園部(法第7条第1項の肢体不自由児施設のうち「し体不自由児施設の通園児童に対する療育について(昭和38年6月11日厚生省発児第122号厚生事務次官通知)」による通園児童療育部門及び児童福祉施設最低基準第68条第2号に規定する肢体不自由児通園施設をいう。)若しくは情緒障害児短期治療施設通所部(法第7条第1項の情緒障害児短期治療施設の通所部をいう。))に入所し、又は児童デイサービス(障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第5条第8項に規定する児童デイサービスをいう。)を利用している場合におけるこれら児童に係る保育料は、次に定めるところによる。

(1)～(3) 〔略〕

〔改正後 別記〕

別表第1(第12条関係)

〔略〕

備考

1 〔略〕

(1) 〔略〕

(2) 地方税法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項

2 〔略〕

(1) 所得税法第78条第1項(同条第2項第2号及び第3号の寄附金は、地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。)、第92条第1項及び第95条第1項から第3項まで

(2) 租税特別措置法第41条第1項から第3項まで、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第4項及び第5項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項並びに第41条の19の5第1項

(3) 〔略〕

3～6 〔略〕

7 上表のB2からD9までの階層区分に該当する世帯については、当該世帯に2人以上の就学前児童が保育所、幼稚園(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条の幼稚園をいう。)、認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第6条第2項に規定する認定こども園をいう。)、特別支援学校幼稚部(学校教育法第76条第2項に規定する特別支援学校の幼稚部をいう。))若しくは情緒障害児短期治療施設通所部(法第7条第1項の情緒障害児短期治療施設の通所部をいう。))に入所し、又は児童発達支援(法第6条

の2第2項に規定する児童発達支援をいう。)及び医療型児童発達支援(法第6条の2第3項に規定する医療型児童発達支援をいう。)を利用している場合におけるこれら児童に係る保育料は、次に定めるところによる。

(1)～(3) 〔略〕

那覇市規則第43号

平成24年9月6日

公 布 済

那覇市横内家資料調査委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市横内家資料調査委員会規則の一部を改正する規則

那覇市横内家資料調査委員会規則(平成15年那覇市規則第36号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(組織) 第3条 委員会は、委員 <u>11人</u> で組織する。 2 〔略〕	(組織) 第3条 委員会は、委員 <u>5人以内</u> で組織する。 2 〔略〕
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

那覇市規則第44号

平成24年9月6日

公 布 済

那覇市旧跡及び歴史的地名標示委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市旧跡及び歴史的地名標示委員会規則の一部を改正する規則

那覇市旧跡及び歴史的地名標示委員会規則（平成15年那覇市規則第37号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（組織） 第3条 委員会は、委員 <u>9人</u> で組織する。 2 〔略〕	（組織） 第3条 委員会は、委員 <u>5人以内</u> で組織する。 2 〔略〕
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

那覇市訓令第11号

平成24年9月4日

施 行 済

那覇市車両管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市車両管理規程の一部を改正する訓令

那覇市車両管理規程（平成10年那覇市訓令第4号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(趣旨) 第1条 この<u>規程</u>は、別に定めるもののほか、本市が有する車両の適正な管理について必要な事項を定めるものとする。 (定義) 第2条 この<u>規程</u>において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) [略] (2) 共用車両 各課等(管財課を除く各課等をいう。以下この条において同じ。)に配置され、管理される車両で<u>共同的に使用されるものをいう。</u> (3) 特定車両 各課等に配置され、管理される車両で環境事業等特定の目的のために使用されるものをいう。 (4) [略] (5) 専用車両 管財課に配置され、管理される車両で市長及び副市長が専用するものをいう。 (車両の管理) 第3条 車両の配置を受けた課等の属する部の長(以下「所管部長」という。)は、この<u>規程</u>の定めるところにより、適切に車両を管理しなければならない。	(趣旨) 第1条 この<u>訓令</u>は、別に定めるもののほか、本市が有する車両の適正な管理について必要な事項を定めるものとする。 (定義) 第2条 この<u>訓令</u>において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) [略] (2) 課 <u>那覇市事務分掌規則(1971年那覇市規則第15号)第1条に規定する課をいう。</u> (3) 共用車両 課(管財課を除く。<u>次号において同じ。</u>)に配置され、管理される車両で<u>共用されるものをいう。</u> (4) 特定車両 課に配置され、管理される車両で環境事業等特定の目的のために使用されるものをいう。 (5) [略] (6) 管理共用車両 <u>管理車両のうち、管財課長が指定する予約方法により全庁的に共用されるものをいう。</u> (7) 専用車両 秘書広報課に配置され、管理される車両で市長及び副市長が専用するものをいう。 (車両の管理) 第3条 車両の配置を受けた課の属する部の長(以下「所管部長」という。)は、この<u>訓令</u>の定めるところにより、適切に車両を管理しなければならない。 (車両の運用) 第6条 共用車両及び管理共用車両の運用

(安全運転管理者) <u>第6条</u> 車両の安全な運転を確保するため、<u>道路交通法(昭和35年法律第105号)第74条の2第1項の規定に基づき</u>、安全運転管理者を置く。 2 [略] 3 安全運転管理者は、<u>車両の使用者</u>が法令を遵守し、安全な運行を行うよう指導、監督を行うとともに、安全運転に必要な教育等を行うものとする。 (整備管理者) <u>第7条</u> <u>車両の整備</u>に関する業務を処理させるため、<u>道路運送車両法第50条第1項の規定に基づき</u>、整備管理者を置く。 2 <u>整備管理者は、道路運送車両法第51条に規定する資格を有する職員のうちから、市長が任命する。</u> (車両保管責任者) <u>第8条</u> 車両の配置を受けた課等の長は、適切な保守、運行及び保管管理に関する責任者(以下「車両保管責任者」という。)としての職務を有する。 2 [略] <u>第9条</u> [略] (事故の報告) <u>第10条</u> 車両保管責任者又は車両を使用する者が属する課等の長は、車両事故が発生したときは、<u>総務部長の定める公用車両事故処理の手引きに基づき処理するとともに、速やかに事故の種類、原因その他必要な事項を総務部長に報告しなければならない。</u> <u>第11条～第14条</u> [略]	<u>については、別に定める。</u> 2 <u>特定車両、管理車両(管理共用車両を除く。)及び専用車両の運用については、当該車両の配置を受けた課で定めるものとする。</u> (安全運転管理者) <u>第7条</u> 車両の安全な運転を確保するため、<u>道路交通法(昭和35年法律第105号)第74条の3第1項の規定により</u>、安全運転管理者を置く。 2 [略] 3 安全運転管理者は、<u>車両を使用する者</u>が法令を遵守し、安全な運行を行うよう指導、監督を行うとともに、安全運転に必要な教育等を行うものとする。 (整備管理者) <u>第8条</u> <u>市長は、車両の整備</u>に関する業務を処理させるため、<u>道路運送車両法第50条第1項の規定により</u>、整備管理者を任命する。 (車両保管責任者) <u>第9条</u> 車両の配置を受けた課の長は、適切な保守、運行及び保管管理に関する責任者(以下「車両保管責任者」という。)としての職務を有する。 2 [略] <u>第10条</u> [略] (事故の報告) <u>第11条</u> 車両保管責任者又は車両を使用する者が属する課の長は、車両事故が発生したときは、<u>直ちに必要な措置を取るとともに、事故の種類、原因その他必要な事項を総務部長に報告しなければならない。</u> <u>第12条～第15条</u> [略]
--	--

(車両使用承認) 第15条 <u>他課</u>の管理に属する車両を使用する者は、当該車両の属する<u>課長等</u>の承認を受けなければならない。 (車両運転者登録) 第16条 <u>車両の使用</u>者が属する課等の長は、車両の効率的運行を図るため、運転手以外の職員に、車両(特殊な免許を必要とする車両を除く。次項において同じ。)を運転させることができる。この場合において、あらかじめ当該車両を運転することができる職員の運転者登録名簿を毎年度調製しなければならない。ただし、<u>二輪自動車及び原動機付自転車</u>については、この限りでない。 2 前項の規定により車両を運転させることができる職員は、2年以上の運転経験を有する者でなければならない。ただし、車両を使用する者が属する<u>課等</u>の長が必要と認める者については、この限りでない。 (適用除外) 第17条 専用車両については、<u>第14条から前条</u>までの規定は、適用しない。 (車両運行日誌) 第18条 車両保管責任者は、車両の運行状況を常時把握するため、運転者(運転手及び<u>第16条第1項</u>の規定により車両を運転する職員をいう。以下同じ。)をして車両運行日誌を記録させなければならない。 (その他) 第19条 この規程に定めるもののほか、車両の管理に関し必要な事項は、別に定める。	(車両使用承認) 第16条 <u>他の課</u>の管理に属する車両を使用する者は、当該車両の属する<u>課の長</u>の承認を受けなければならない。 (車両運転者登録) 第17条 <u>車両を使用する者</u>が属する課の長は、車両の効率的運行を図るため、運転手以外の職員に、車両(特殊な免許を必要とする車両を除く。次項において同じ。)を運転させることができる。この場合において、あらかじめ当該車両を運転することができる職員の運転者登録名簿を毎年度調製しなければならない。ただし、<u>原動機付自転車</u>については、この限りでない。 2 前項の規定により車両を運転させることができる職員は、2年以上の運転経験を有する者でなければならない。ただし、車両を使用する者が属する<u>課の長</u>が必要と認める者については、この限りでない。 (適用除外) 第18条 専用車両については、<u>前3条</u>の規定は、適用しない。 (車両運行日誌) 第19条 車両保管責任者は、車両の運行状況を常時把握するため、運転者(運転手及び<u>第17条第1項</u>の規定により車両を運転する職員をいう。)をして車両運行日誌を記録させなければならない。 (その他) 第20条 この訓令に定めるもののほか、車両の管理に関し必要な事項は、別に定める。
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

- 4 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等及びこれらの条名等の間にあるすべての条名等を順次示したものとする。

付 則

この訓令は、平成24年9月4日から施行する。

告 示

那 覇 市 告 示 第 6 0 号

平成 2 4 年 8 月 2 9 日

掲 示 済

那覇市民栄誉賞の表彰について

那覇市民栄誉賞表彰規則第4条の規定に基づき、次の者に那覇市民栄誉賞を表彰することを決定したので、同規則第5条第1項の規定により公示する。

那覇市長 翁 長 雄 志

登録番号9号

氏 名 宮里 美香 （22歳）

所在地 那覇市

功績概要 史上最年少となる14歳で日本女子アマチュア選手権を制し、平成21年に全米女子ツアーでプロデビューし、平成24年8月19日LPGAツアーのセーフウェー・クラシックで優勝。これは日本人8人目で、全米ツアー出場資格を持つ日本人での最年少記録。この快挙は市民に大きな夢と希望を与えた。

公 告

那覇市公告第 145 号

平成 24 年 8 月 23 日

掲 示 済

「特定健診及び特定保健指導支援システム導入業務」に関する情報提供依頼
について

特定健診及び特定保健指導支援システム導入業務について情報提供依頼を実施
するので、次のとおり公告する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- | | |
|--------|---|
| 1 件 名 | 「特定健診及び特定保健指導支援システム導入業務」に関する
情報提供依頼 |
| 2 依頼内容 | 特定健診及び特定保健指導支援システム情報提供書、導入実績、
費用見積書等 |
| 3 提出期限 | 平成 24 年 9 月 10 日（月） 17 時 |
| 4 問合せ先 | 那覇市 健康保険局 特定健診課
担当：山内・新垣
TEL：098-862-0564
FAX：098-862-4266
E-mail： 57592aki@city.naha.lg.jp |
| 5 詳細内容 | 業務仕様書や提出資料等の詳細につきましては、那覇市公式ホ
ームページをご確認ください。 |
| 6 留意事項 | 本件で提供いただいた情報につきましては、具体的な発注仕様
等の各種情報を得ることを目的としており、パッケージシステ
ム導入時における提案依頼あるいは競争入札についての指名
をお約束するものではないことをご了承ください。 |

那覇市公告第 154 号

平成 24 年 9 月 5 日

掲 示 済

住民票の職権消除の公示について

住民票の職権消除の通知を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 12 条第 4 項の規定により公示する。

なお、住民票を消除された者の名簿は、この告示の日から一ヶ月間は那覇市市民文化部市民課において縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市公告第 156 号

平成 24 年 9 月 5 日

掲 示 済

壺屋焼物博物館常設展音声ガイダンスシステム構築業務委託入札の実施について

地方自治法第 234 条第 1 項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令第 167 条の 6 及び那覇市契約規則第 13 条の規定により、次のように公告する。

那覇市長 翁 長 雄 志

1 入札に付する事項

- (1) 業 務 名 壺屋焼物博物館常設展音声ガイダンスシステム構築業務委託
- (2) 履 行 場 所 那覇市立壺屋焼物博物館
那覇市壺屋 1 丁目 9 番 32 号
- (3) 履 行 内 容 別紙仕様書による
- (4) 履 行 期 間 契約日～平成 25 年 2 月 28 日

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

一般競争入札に参加することができる者は、次の条件を具備する者でなければならない。なお、入札参加者は、入札公告日から開札日までの間、次の各号に定める資格をすべて満たさなければならない。

- (1) 営業実績が2年以上あること。
- (2) 本県を所在地とする本店、支店及び営業所のいずれかを有すること。
- (3) 市税に滞納がないこと。
- (4) 労災保険、雇用保険、厚生年金及び健康保険制度があること。
- (5) 賃金不払等社会的不正行為がないこと。
- (6) 業務執行において不誠実な行為がないこと。
- (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (8) 経営及び信用の状況が良好であること。
- (9) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定する者に該当しないこと。
- (10) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められたものにあつては、その事実があった後2年を経過していること。
- (11) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は、同条第6号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。
- (12) その他市長が必要と認める条件。

3 入札説明会の日時及び場所

日 時 平成24年9月14日(金)10:00 受付開始 10:30 説明開始
場 所 那覇市壺屋1丁目9番32号
那覇市立壺屋焼物博物館3階図書講座室

4 入札執行並びに開札の日時及び場所

日 時 平成24年9月21日(金)10:00 受付開始 11:00 入札開始
場 所 那覇市壺屋1丁目9番32号
那覇市立壺屋焼物博物館

＊駐車場が手狭ですので、近隣の有料駐車場をご利用ください。

5 入札時提出書類

- (1) 入札書（市様式）
- (2) 代理人が入札する場合にあつては委任状（市様式）
＊委任者（法人）の印鑑証明書を添付してください。
- (3) 入札保証金納付書（様式1）

6 資格審査書類の提出（落札候補者のみ提出）

落札候補者は、指定された期日までに下記資格審査書類を那覇市立壺屋焼物博物館に持参すること。

＊本店が沖縄県外、離島など遠隔地にあるため持参が困難な場合には、例外的に郵送を認める。ただし、その場合には、一般書留及び速達で郵送すること。

- (1) 入札参加資格審査申請書（様式 2）
- (2) 業務実績調書（様式 3）
- (3) 商業登記簿
- (4) 定款
- (5) 所在地確認資料（様式 4）
- (6) 市税完納証明
- (7) 労働保険（労災・雇用）加入証明書
- (8) 社会保険（健康保険・更正年金保険）加入証明書
- (9) 財務諸表（貸借対照表、損益計算書）
- (10) 誓約書（様式 5）
- (11) 他上記に関する添付書類。

7 入札保証金

入札保証金は、第 1 回目に見積もる契約金額の 100 分の 5 とする。ただし、那覇市契約規則第 12 条第 1 項の各号に該当する場合は免除する。入札保証金は、入札執行の日時に入札場所において納付すること。なお、那覇市契約規則第 12 条第 1 項の各号の適用を受けようとするものは、それにかかる関連書類（契約書の写しなど）を入札執行日に提出すること。

8 契約保証金

那覇市契約規則第 4 条第 1 項第 9 号にもとづき免除。

9 入札の無効

入札に参加する資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

10 郵送による入札は認めない。

11 お問合せ

那覇市市民文化部博物館（壺屋焼物博物館）
高里、金城
〒902-0065 那覇市壺屋 1 丁目 9 番 32 号
電話 098-862-3761 F A X 098-862-3762

那覇市公告第 164 号
平成 24 年 9 月 18 日

那覇広域都市計画用途地域の変更について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、那覇広域都市計画用途地域を変更したいので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、市民及び利害関係人は、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに那覇市に意見書を提出することができる。

那覇市

上記代表者 那覇市長 翁 長 雄 志

1 都市計画の種類

那覇広域都市計画用途地域

2 都市計画を定める土地の区域

変更する部分 那覇市首里大名町三丁目及び壺屋一丁目各地内
（国際センター線沿道地区及び牧志壺屋線沿道地区）

3 縦覧場所

那覇市都市計画部都市計画課（新都心銘苅庁舎5階）

4 縦覧期間

平成24年9月18日から平成24年10月2日まで。ただし、那覇市の休日を定める条例（平成3年条例第33号）に定める休日を除く。

5 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除く。

選挙管理委員会告示

那覇市選挙管理委員会告示第 27 号

平 成 2 4 年 9 月 2 日
掲 示 済

直接請求に要する選挙権を有する者の数について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 1 項及び第 75 条第 1 項並びに市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号）第 4 条第 1 項及び第 4 条の 2 第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数並びに地方自治法第 76 条第 1 項、第 80 条第 1 項、第 81 条第 1 項及び第 86 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数並びに市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 11 項及び第 5 条第 15 項に規定する選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数は、それぞれ次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会
委員長 亀 島 賢 優

- | | | |
|---|-------------------------|----------|
| 1 | 選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数 | 4,995 人 |
| 2 | 選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数 | 83,249 人 |
| 3 | 選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数 | 41,625 人 |